

契約締結後の公表

内原高齢者センター管理業務に係る労働者派遣について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結したので、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）第129条の2第1項第3号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月26日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約の内容

- (1) 業務名 内原高齢者センター管理業務に係る労働者派遣
- (2) 契約日 令和8年3月25日
- (3) 契約金額 1日当たり 5,280円

※ 別途交通費を支給するものとし、上記作業金額と合算した金額に消費税として100分の10を乗じた額を加えた額を契約金額とする。

なお、交通費は、水戸市職員の給与に関する条例第12条の3に定める通勤手当と同程度とする。

- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 契約の相手方

- (1) 所在地 水戸市千波町1918番地
- (2) 名称 公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会
会長 加倉井 健一

3 契約の相手方とした理由

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第44条第1項に規定するシルバー人材センター連合であるため。